区分	率又は額
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第四条に規定する算定率	○・○○八○四○
算定省令第十二条において準用する算定省令第九条第三項に規定する確定補正係数	○・九八二三七
算定省令第十六条第一項第一号に規定する額	一円四十銭
算定省令第十六条第一項第二号に規定する額	六十八円九十一銭
国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合に係るもの	九十二円八十銭
国民健康保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	四十六円四十銭
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るものを除く。）並びに老人保健施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）に係るもの（施行法第二十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十六条の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給（以下「旧老人保健施設療養費の支給」という。）に係るものに限る。）	○
薬局に係るもの	○
算定省令第十六条第二項において準用する算定省令第一項第一号に規定する率	○
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）を除く。）並びに老人保健施設療養費の支給に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。）	○
薬局に係るもの（審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	○
算定省令第十六条第二項において準用する算定省令第一項第二号に規定する率	○

○厚生労働省告示第二百七号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十五年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇・〇〇〇〇二〇八一七九六七〇とする。

○厚生労働省告示第二百八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、平成二十七年九月三十日までの間、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、同年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第一項及び第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項各号列記以外の部分中「第五号の七」を「第五号の八」に、「（当該基金の代議員会において、当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）」及び「連合会の評議員会において、当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額」を「又は当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）」を「又は当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額」に、「第十号の七」を「第十号の八」に改める。

第一項第四号の四中「第五号の七イ(1)」の下に「、第五号の八イ(1)」を加え、「及び第十号の七イ(1)」を「、第十号の七イ(1)及び第十号の八イ(1)」に改める。

第一項第五号の七中「基金が解散した日まで」を「平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同号ロ(1)中「それぞれ」の下に「基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第六十二号）による改正前の」を、「平成二十六年中途脱退者告示」の下に「（以下「平成二十七年改正前平成二十六年中途脱退者告示」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の八　平成二十七年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1)　経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額